

札幌市不妊治療支援事業の実施について

経済の低迷やライフスタイルの変化などにより急速に少子化が進行する中、子どもがほしいと望んでいるにもかかわらず、子どもに恵まれない夫婦はおよそ10組に1組といわれており、不妊治療を行っている夫婦の中には、経済的な理由から治療の継続をあきらめざるを得ない場合も少なくない状況にあります。

そこで、札幌市では、平成16年10月から、専門医や学識経験者等からなる「特定不妊治療費助成事業検討会」を設置し、不妊治療に関する総合的な支援のあり方について検討を重ね、治療費助成を行う「札幌市特定不妊治療費助成事業」と不妊に関する相談を行う「札幌市不妊専門相談事業」からなる「札幌市不妊治療支援事業」を、ことし10月から開始することとしました。

1 事業の目的

不妊治療に要した費用の一部助成により経済的負担の軽減を図るとともに、不妊に悩む市民の相談を受け、適切な情報提供を行うことで精神的負担の軽減を図るなど、総合的な不妊治療の支援を行い、生涯を通じた女性の健康支援および次世代育成支援を目的とする。

2 事業の内容

(1) 札幌市特定不妊治療費助成事業

対象者

次に掲げる要件のすべてを満たす夫婦とする。

- ・ 特定不妊治療以外には妊娠の見込みがないと医師が診断した方。
- ・ 札幌市が指定する医療機関（15カ所）で、特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を受けた方。
- ・ 法律上の婚姻関係にある夫婦で、所得額の合計が650万円未満の方。

助成内容

平成17年4月1日以後に受けた特定不妊治療を対象として、年間10万円を上限に、要した費用の2分の1の額を通算2年度間助成（国の補助事業）。

申請受付

平成17年10月3日（月）に、「札幌市不妊専門相談センター」（中央区南3条西11丁目中央保健センター内、専用電話：511-4500）を開設し、同日から、受付を開始。

必要書類は「不妊専門相談センター」および指定医療機関で配布するほか、ホームページ（9月末ごろ開設予定）からダウンロードによる取得も可能。

(2) 札幌市不妊専門相談事業

「札幌市不妊専門相談センター」において、治療費助成の受付のほか、不妊に関する相談・情報提供を行う。

対象者

上記治療費助成の対象者に限らず、札幌市民とする。

相談内容

- ・ 専門相談

毎月、第1から第4火曜日の午後、不妊治療の専門知識を持つ医師およびカウンセラーが面接により行う。相談を希望する日の1週間前までに予約。

- ・ 一般相談

毎週、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分まで。保健師および助産師が電話・面接により行う。

専門相談の予約受付

平成17年9月26日(月)から、専用電話(511-4500)で予約受付開始。

費用

相談は、すべて無料で実施。

3 市民への周知

(1) チラシの配布およびポスター掲示

平成17年9月26日(月)から、各区保健センターおよび産科婦人科医療機関で配布。

(2) ホームページ

保健福祉局衛生情報のページに掲載予定。(9月末ごろ)

4 (仮称)札幌市不妊治療支援事業検討会の設置

平成17年度末に、不妊治療専門医や学識経験者等からなる「(仮称)札幌市不妊治療支援事業検討会」を設置し、札幌市における事業の効果的な実施および今後のあり方等について検討を行う予定。

5 他指定都市の状況

(1) 特定不妊治療費助成の実施市(平成17年9月1日現在)

仙台市、さいたま市、千葉市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市

(2) 相談事業の実施

さいたま市、千葉市、京都市

いずれも市立保健所で実施

問い合わせ先

保健福祉局健康衛生部地域保健課

電話：211-2306